平成２６年（フ）第４６６号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目13番31号
債務者　相場　清一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５８０号
広島市中区光南４丁目１番８―604号
債務者　寺田　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　泰輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５２号
広島市安佐北区三入東２丁目58番６号
債務者　宇津田憲輝
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８３号
広島市安佐北区可部７丁目12番17―４号
債務者　大下塗装工業こと　大下　　隆
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０２号
広島県東広島市黒瀬町川角366番地　ウィルB103
債務者　神谷　恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３４４８号
大阪府豊中市熊野町４丁目21番43―507号
債務者　西原　利明
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４９号
大阪府豊中市熊野町４丁目21番43―507号
債務者　西原　明美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０４号
大阪市浪速区日本橋東１丁目６番19号　レジデンスみゆき505号
債務者　松村　郁男
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３８号
大阪府吹田市千里山西４丁目38番22号
債務者　池上世津子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９５８号
大阪市北区国分寺２丁目３番34号
債務者　藤田　和子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６６号
大阪府寝屋川市上神田２丁目２番５号
債務者　吉田　善夫
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９５号
大阪市鶴見区横堤５丁目13番36号　ライラックパークサイド鶴見406号
債務者　眞玉橋惠美子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５４号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―706号
債務者　西田　充実
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５８号
大阪市淀川区塚本３丁目１番６―401号
債務者　竹内　藤治
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３６号
大阪府四條畷市清滝新町15番210号
債務者　向田　健治
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３７号
大阪府四條畷市清滝新町15番210号
債務者　向田　弘子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３９号
大阪府門真市末広町34番23号　ミスズマンション205号
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部